

平成 25 年 9 月 議会論戦

治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を求める意見書を提案しました。治安維持法が言論弾圧の最たる法律であったことはほぼ議員の共通認識であることが分かりました。残念ながら可決には至りませんでした。この法律廃止から 68 年という年月が経過しても、過ちは過ちとして正す必要があることを、今度は住民の中で語っていきます。

先ず、読み上げます。「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める意見書」(案)治安維持法が 1925 年(大正 14 年)に制定されて以降、廃止された 1945 年(昭和 20 年)までの 20 年間に革新政党、労働組合、農民組合、宗教団体等をはじめ、平和主義者、知識人、文化人など数十万の人々が逮捕され、送検された人は 7 万 5681 人(起訴 5162 人)に及んでいる。また、拷問や虐待・暴行・発病などによる獄死者は 400 人余にのぼっている。元広陵町議会議員の中にも治安維持法違反により逮捕・投獄された経験を持つ者(=羽根田一郎さん:故人)がいる。

我が国が敗戦にあたりポツダム宣言を受諾したことにより、治安維持法は反人道的、反民主的であり、軍国主義を推進した最大の悪法として廃止され、この法律によって有罪判決を受けた人々は無罪となった。しかし、歴代の政府は、治安維持法犠牲者に対して未だに謝罪も賠償も行っていない。

1993 年(平成 5 年)10 月の日弁連人権擁護大会の基調報告は「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対したものとして、その行為は高く評価されなければならない。」と指摘し、「すみやかな補償措置の実現」の必要性を明らかにした。

よって、政府は、再び戦争を許さぬ証として、日本国憲法第 17 条の規定に則り「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)」を制定し、一日も早く治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 20 日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
法務大臣	谷垣禎一	様
総務大臣	新藤義孝	様
財務大臣	麻生太郎	様

治安維持法は意見書の文面にもある通り、軍国主義を推進した最大の悪法で、最高刑は死刑というものでした。吉永小百合さんの「母べえ」や妹尾河童さんの「少年 H」と

いう映画をご覧になればそのひどさを実感される方も多いと思います。言論・出版・表現の自由を認めずたくさんの方が弾圧を受けておられます。

1968年から1976年までの2期8年間広陵町議をつとめた羽根田一郎さんは画家で、戦前、戦争反対をとなえ3年間投獄されました。戦後、この町で坂野平一郎さんらとともに古文化財の保全に取り組まれたことはよく知られています。

このパンフレットは東吉野村の松本元一郎さんを紹介しています。議員の皆さんにも12冊購入していただきました。ありがとうございます。昭和20年4月に県道わきに『負け戦争はスルナ、バカヤラウ』と大書したことで逮捕投獄されたことが記されています。合併前の四郷村で収入役をつとめ、家業は百数十町歩の山林を有するこの地方では名前の知られた人物が何故そのような行動を起こしたのか。今となっては分からないが、たくさんの方の戦死者をだし、林業に対する思いがそうさせたのではないかと、思います。

宗教者に対する弾圧もありました。創価教育学会の初代会長牧口常三郎氏は獄死しておられます。大本教・天理教などへの弾圧も続きました。公明党の議員さんには、牧口会長と戸田城聖理事長さんがもしこの場にいたら、是非2人の無念を晴らしてもらいたいとの思いを受けとめてしかるべき態度を示していただきたいと考えます。

私も今回初めて知ったのですが、治安維持法が廃止されてからは受刑者は「将来に向かってその刑を受けざりしものとみなす」という扱いになっているとのこと。逮捕投獄したのは事実だが、そうしたことは、なかったことにしてくれ」という扱いだなど私は理解しています。これでは戦後処理は終わっていないと感じました。

8月28日に治安維持法犠牲者国家賠償同盟奈良県本部の田辺会長と加藤事務局長が広陵町議会にお出でになり、今回の件で青木議長・堀川副議長と懇談されています。是非意見書の採択を、と要請されています。そこで今日は、議員各位から出されている質問にいくつかお答えして提案理由にしたいと思います。

第1に、戦後68年が経過しこの問題を提起するのが随分遅いではないか、との質問です。治安維持法犠牲者国家賠償同盟は1968年の結成で、これまで広陵町においてになる機会がなかったのもそのように感じられるのも無理からぬことではないかと思えます。しかしながら、戦争犯罪者に時効を認めないドイツの事例にもある通り、間違ったことを正すのは何年かかっても実行すべきではないかということです。日弁連の見解も戦後48年後に出されていますが、犠牲者の皆さんが、特高月報や思想月報などの資料を丹念に掘起こして、運動の広がりですこしばつ目に見えるようになってきたことの反映であって、非難されるべきは弾圧に手を貸した側であって、弾圧を受けた側ではないのではないかと。

第2に、誰に謝罪し、賠償するのかという点です。人数は100名を切ったとのことですが生存している被害者がおいでになります。また亡くなった方も多いのですが、その場合には遺族の方に謝罪・賠償すべきではないでしょうか。賠償の内容はこれから十分

に検討することとなると思います。

第3に、戦争被害者という場合に、治安維持法被害者に限定すべきではないという意見です。銃後を守った家族は、空襲や栄養失調や広い意味での戦争犠牲者もあります。外国に対する請求権を放棄してしまった現状では、日本国政府に対する賠償請求権を有していると考えられます。こうした問題も、今回の治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を議題とする中で明確になっていくものと信じます。

第4に、日本国憲法第9条において戦争放棄を定めていることを、この意見書でより鮮明にできるのではないかということです。もし戦争を始めよう動きがあれば、言論の自由を制限し、何も言えない世の中をつくることなしに戦争は始められません。

以上、申し述べましたように、過去をふりかえるだけでなく未来への志向として、決して戦争をすることのないように、我々自身の意見表明にもつながることをぜひご理解いただいて賛成されますようによろしくお願いいたします。